

一般市道西寺緯18号線の違法放置物件について、道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年9月6日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状(単位:mm)	数量
自転車	20インチ, カゴ付き	1台
ビニール袋等	200×400×400他	6個
その他		1式

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

南区吉祥院車道町12番4地先

3 違法放置物件を除去した日

平成29年8月31日

4 違法放置物件の保管を開始した日

平成29年8月31日

5 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所大宮倉庫(下京区塩屋町283番2地先)

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL(075)691-3158

(南部土木事務所)